

平成24年9月26日

住民基本台帳制度におけるドメスティック・バイオレンス、ストーカー 行為等の被害者の保護のための措置の一部改正

標記については、平成16年7月1日から実施しているところですが、今般、事務処理要領（局長通知）を一部改正し、平成24年10月1日から実施することとし、本日付で通知しました。

1 現在の措置

（1）目的

ドメスティック・バイオレンス(DV)及びストーカー行為等の加害者が、住民基本台帳の一部の写しの閲覧、住民票の写し等の交付、戸籍の附票の写しの交付の制度を不当に利用して、被害者の住所を探索することを防止し、被害者の保護を図る

（2）保護措置の概要

① 「住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付に関する省令」での措置

DV被害者又はDV被害者と同一世帯の者による住民票の写しの請求の場合にも、請求事由を明らかにさせる（通常の場合は明らかにさせる必要はない）。

② 「住民基本台帳事務処理要領」での措置

住民基本台帳の一部の写しの閲覧、住民票の写し等の交付、戸籍の附票の写しの交付の制限について、具体的な支援措置を規定。

- 支援措置を受けることができる対象者
支援措置の申出者及び申出者と同一の住所の者
- 支援措置の内容
 - ・加害者からの請求 → 不当な目的があるものとして、閲覧させない、交付しない。
 - ・支援対象者本人からの請求 → 住民票の写し等の交付のみによる対応とし、加害者の支援対象者本人へのなりすましを防止するため、代理人又は郵送による請求を認めない。
 - ・その他の第三者からの請求 → 厳格な本人確認、利用目的の厳格な審査を行う。

③ 支援措置の期間 1年間

2 改正の内容

(1) 事務処理要領の主な改正点

現行のDV・ストーカー行為等の被害者（A及びB）の保護のための措置の申出者に以下のものを加える。

- C 児童虐待防止法第2条に規定する児童虐待を受けた児童である被害者であり、かつ、再び児童虐待を受けるおそれがあるもの又は監護等を受けることに支障が生じるおそれがあるもの
- D その他AからCまでに掲げるものに準ずるもの

(2) 上記「D その他AからCまでに掲げるものに準ずるもの」についての考え方

現在、既に個別の市町村長の判断により、事務処理要領に掲げる者以外に支援措置を講ずることは差し支えないものとされており、今回、市町村長が適切に支援措置を講じ得るよう、このことを明示するもの。

例えば、交際相手から暴力を受けているケース、事務処理要領第6-10-A-(ア)-Cに該当する児童が、18歳に達した後も引き続き支援を必要とするケース、18歳に達するまでに児童虐待が顕在化しなかったケース、その他児童ではない者が虐待を受けているケースなどが想定され、いずれの機関にも相談をしていない申出があった場合には、最寄りの相談機関への相談を促すことも考えられる。しかし、A～Cとは異なり、必ずしも措置の必要性を確認するための相談機関が明確ではない場合もあるので、市町村においては、個別のケースに応じ、相談事業等を行う民間団体等からの意見等の聴取、医師による診断書等により措置の必要性を確認しても差し支えないもの。

添付資料

「住民基本台帳事務処理要領の一部改正について（通知）」（平成24年9月26日付け総行住第88号・法務省民一第2441号総務省自治行政局長及び法務省民事局長から各都道府県知事あて通知）

(連絡先)

自治行政局住民制度課
担当：石塚補佐, 宗係長
稲村事務官

電話：03-5253-5517（直通）

FAX：03-5253-5592